

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社大光銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### **（1）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容**

当該区域の地域住民の公共交通に対する満足度を高めるため、さらに定住化を図るための方策として地域の实情にあった生活交通サービス（あらかじめ設定された経路上におけるバスの定期運行だけでなく、地域住民の団体活動等を促進するため、車両を使用しない日や時間帯に限り、地域住民に対して車両の貸渡しを行うもの）を提供する事業（生活交通事業）を行う特定非営利活動法人に対して、円滑な事業実施を図るために、金融機関が当該事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業を行う。

生活交通事業は、当該総合特区の政策課題である「生活サービスの継続性確保」の解決策である「自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル」の構築のための突破口として、喫緊の課題である生活交通サービスの提供を実施するものである。なお、提案した規制の特例措置（過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和及び自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和）については、「国と地方の協議会」において協議中であることから、当面は、道路運送法第78条第2号に定める「自家用有償旅客運送」のうち、同法施行規則第49条第2号に定める「過疎地有償運送」を行うものである。

#### **（2）施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）**

第7号 地域における公共交通機関の整備等に関する事業